

第35期第4回横浜市児童福祉審議会（総会） 会議録	
日 時	令和8年1月28日（水）午後6時30分から午後7時21分まで
開催場所	ハイブリッド開催
出席者	石内 亮委員長、水谷隆史副委員長、明石要一委員、石井章仁委員、石川正美委員、稲田遼太委員、大園啓子委員、片桐浩司委員、久保蘭 祐子委員、斉田裕史委員、坂本耕一委員、高杉陽子委員、高橋 温委員、森 佳代子委員、山瀬範子委員
欠席者	青山鉄兵委員、大庭良治委員、小木曾 宏委員、小林 理委員、澁谷昌史委員、田辺有二委員、廣内千晶委員
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	1 報告事項 （1）部会からの報告 （2）児童相談所一時保護所入所中の児童に対する盗撮事件に関する再発防止策検討報告書について （3）横浜市児童福祉審議会の体制の変更について 2 審議事項 （1）部会所属委員の指名
決定事項等	
1 報告事項 （1）部会からの報告 保育部会、児童部会、障害児部会について、資料に基づき報告 （2）児童相談所一時保護所入所中の児童に対する盗撮事件に関する再発防止策検討報告書について 事務局より資料に基づき説明 ○稲田委員 前回も質問させていただきました監視カメラ、防犯カメラの関係についての質問です。前回、私のほうでお話ししたのが、今回のように説明を実施というよりは、ルールを一緒につくっていくことが大事なのではないかというようなことをお伝えしたという認識です。それでも、ルールは行政でつくり、それを説明するというスタンスを崩されなかった理由について伺えますでしょうか。 ○事務局 カメラについて、11月にご意見をいただいたところです。説明をし切って、それでおしまいということではもちろんなく、一時保護所の中でもこども会議などがありますので、その中で説明し、意見を聞きながらというところでやっています。新しく移転した南部児童相談所では、既にカメラを設置していますが、様々なお子さんの入退所があり、トラブルもある中で、こどもも職員もお互いに守られているというところは、1年以上たちますが、だんだん浸透してきているところです。そういうこともあり、やはり、つけるということ自体は進めてはいきたいと思っていますが、丁寧な説明、こどもの意見も聴きながら、当然居室につけるものではないことや、プライバシーを守りながら皆さんを守るという理解の促進は、意見を伺いながらやっていきたいと考えております。 ○稲田委員 報告書の概要版、詳細版を見ても、両方とも運用ルールを定めて説明するというような形が崩れていないのかなと思っています。一方で、意見を聴かれているという話も伺いましたので、その点は安心しましたが、その意見を踏まえてルールを変更するといったことは、特に実際に実施されている南部では、こどもの意見を聴いたことによってルールに変更があったというようなことはある	

のでしょうか。

○事務局　今回、一時保護所という性質上、こどもの入れ替わりが非常に激しい施設になります。今、南部児童相談所には再整備のときにカメラをつけていますので、当然こちらには当初から、入所児童には説明をしていますし、その後に入所した児童にも一人一人、入所のしおりを渡して説明をしているところです。

中には、やはり監視されているようで嫌だという意見を言っているお子さんもいましたが、まず、カメラがついている場所が共用部分であるということ、カメラをつけている目的が、そういう被害やこども同士のトラブルを、何か起こったときに後から把握するためだよというようなことで納得をいただいているという状況ですので、今後も一時保護所に、とにかく新しくカメラをつけるときもそうですし、ついた後に入所する児童に関しては、そのあたりの説明をしっかりとしていきたいと思っております。

○石内委員長　今の稲田委員の質問の、過去にこどもの意見を聞いてルール変更した事例はあるのか、ないのかという意味では、今のところないという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局　前回のところからは、大きく変更はしておりません。

○稲田委員　その他の一時保護所との関係で言いますと、再発防止策の開始時期の33ページを読みますと、8年3月というところで、あと1か月強時間があるかなと思うのですが、ここのところルールของときに、こどもの意見、入居者の意見を聴くというようなことは予定されているのでしょうか。

○事務局　今、3月までというのは、今年度中の対応で、今、南部児童相談所についているようなスペックのカメラではなく、簡易なものでも、とにかく今回は設置をしていくというようなことで予算の検討をしているところです。その上で、実際、カメラを共用部分、もう幾つかつける場所等の候補を挙げておりますので、その部分について、ここにカメラをつけるのだよというようなことは、設置の前には、今、入所している児童には話をしていきたいと考えております。

○稲田委員　私の質問は、カメラをつけるという説明をしていますかという質問ではなく、そのルール策定のときに、こどもの意見を聴くことは予定しているのかという質問だったのですが、同じ質問で恐縮ですが、お答えいただけますでしょうか。

○事務局　つけるか、つけないかということに対する意見を聴くということは予定しておりません。今準備しています、つける場所や、そのつけたカメラに映ったもののルールについては、意見を聴くということは考えております。

○高橋委員　私も前回、同じ防犯カメラのところを随分ご質問をしたのですが、まだ私の感覚と、横浜市の施策の感覚に、少し違和感を持っているのですが、カメラをつけることで、こどもが安心している実態があるのだというようなご説明を、前回も、今回もされているのですが、それは、カメラをつけないければならないような場所だということが前提です。危険が存在するかも知れない、誰かが加害をするかも知れない、あなたがこれから行くのはそういう場所なのですという前提で、何かがあったときに、カメラがあるから安心してねという話をしている。

でも、本当はこどもたちにとって大事なことは、虐待とか不適切なおうちから出てきて、ここは安全・安心な場所なのだよと言ってもらえることが、本来、大事なはずで。だから、カメラをつけなければならぬような出来事が起きているから、そこに今、横浜市の目が向いていること自体を全く否定するわけではないですが、でも、本当に目指していかなければいけないのはどこなのかということと言うと、カメラがあるから安全な場所なのですというところを目指すべきではなく、カメラがなくても安全な場所なのですというところを目指すべきなのだと、そこはやはり忘れない

でいただきたいです。

カメラをつけました、また何か起きました、では、また今度こういうルールをつくりましょう、そのようにやっていくことで、問題は起きないような対策をしましたという形になるかもしれないませんが、でも、こどもの生活場所ということで言うと、どんどん本来の生活場所というところから離れていってしまう危険性があるのですよということは、ぜひご理解いただきたいと思っています。

○事務局 本場に今回の事件が起こる前は、どの児童福祉司も、こどもを一時保護するときに、一時保護所という場所の説明を、こどもに対して安全・安心な場所だよと胸を張ってずっと言ってきました。ただ、やはり今回の事案が発生して、再発防止の仕組みづくりとして挙げられた大きく2つは、スマホを持ち込まないということと、今回のカメラの設置というのはできるところではあるということで、こういう対策は立てましたが、児童福祉司一人一人の思い、気持ちとしては、今後も一時保護所というのはこどもにとって安全・安心な場所だとはっきり言えるような場所をつくっていきたいと思います。

○石内委員長 私も1つ聞きたかったのですが、このスライドの28枚目の中で、夜間体制の見直し検討で、「夜間時の児童の安全確保や緊急時の対応、入所調整等について」、「他都市や民間施設等の状況も踏まえ見直しを検討」とあるのですが、例えば他都市や民間施設の先進事例で、もし現状で、参考にしたいといったものがあれば教えていただきたいです。

○事務局 先進事例というわけではないのですが、今、児童相談所の一時保護所と民間の児童養護施設等に関しても、夜勤体制と宿直体制を取っているところが分かれているような状況があります。また、そのときの職員の手当も様々な状況がありますので、それを分析した上で、ということが可能かをこれから検討していくというような状況です。

○石井委員 1点教えていただきたいのですが、児童相談所一時保護所の指導員における、例えば保育士等の有資格者の割合はどのぐらいなのかを、参考までに教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○事務局 割合ということではないのですが、一時保護所に関しては、主に社会福祉職の児童指導員と保育士でといった、国の基準がございます。令和8年3月31日までは、この基準ができてからの経過措置があったのですが、令和8年度からは、この国基準を満たさなければいけないということになっており、横浜市もそれに合わせて、国基準を満たすような形で社会福祉職と保育士を配置するというようなことになっております。

割合がすぐにお答えできなくて申し訳ないのですが、令和7年度中の数字ですが、保育士が4つの児童相談所で109名、社会福祉職が60名、保育業務の会計年度任用職員が22名という形で配置をしておりました。

令和8年度は、社会福祉職10名増、保育士も2名増という形で国基準を満たすような配置ということになります。

○石井委員 これは、保育士職であれば、資格停止になるなど、重い措置になるのではと想像されるのですが、具体的には、例えば今回の案件のような場合、保育士職のひと、福祉職は、福祉主事とか児童福祉司になるのか、不勉強で恐縮ですが、そういう資格を失う、資格停止になるなど、そういう違いは、今回、あり得るのでしょうか。

○事務局 今回の方に関しては、夜間指導員と言いまして、学生さんの、特に資格のない方の会計年度任用職員でした。本件会計年度任用職員については懲戒処分ということでお辞めになっていただく形に

りましたが、もともと特に資格がない方でした。委員おっしゃったとおり、保育士の場合は、データベースの関係などもございますので、そういう処分という可能性はあると思います。

○石内委員長 齊田委員からの質問は私の方で、読み上げますので、よろしくお願いします。

スライド9こま目の夜間指導員の採用、育成指導の最後のオの項目で、「同性介助を原則とする中、職員と児童との同性同士の不適切な関わり方についての想定がされていなかった」と。そして、齊田委員のご質問としては、これは性的マイノリティーと言われるLGBTの中では、この同性同士だとLとGの部分だと思うのですが、それ以外の人を含めた性的マイノリティー全体の人権侵害につながらないように留意をお願いしたいというご意見です。

○事務局 今回、同性介助を原則とするのが、想定されなかったということの対応として、この夜間指導員マニュアルに、こういう事件が起きたというようなことも、当然、事実として明記していますし、これが同性同士の性加害、被害であったというようなことを書いています。

今回、夜間指導に関しては、マニュアルを用いて、採用時、採用前の研修をしっかり時間を取って行うようになっておりますので、その中で、今ご意見をいただきました部分も触れていきたいと思えます。

○稲田委員 再発防止策の中で、相談窓口の拡充の話があったと思うのですが、こちらは一時保護施設なので、例えばLINEとかを使って簡単にというようなことは難しいというところは理解しているつもりです。その中で、この相談窓口が拡充されることはすごくよいことだと思うのですが、これがご相談に行きやすいのかというようなところで言うと、どうなのかとも思っていて、相談窓口は皆さんが利用するわけではなく、利用したいと言って利用するのだと思うのですが、そこを、より意見を出しやすくする仕組みのようなものを何か考えられたいはしていないか、お聞かせください。

○事務局 今回、新しく取組を始めようとしているところが、今まで相談を受ける相談箱のような、相談用紙を書いて入れる箱を設置はしていましたが、その箱に入れると、それは全て一時保護所の係長が読むというような仕組みになっています。こどもからしたら、その係長に読んでほしくないみたいな内容も含め、いろいろなことを言いたいというような気持ちも出てくる。ただ、こどもに取ったアンケートの中では、やはり紙で、手紙で伝えるほうが伝えやすいみたいな意見もあったことから、紙ベースでの入所中のこどものアンケートを毎月1回、各所で実施するというところは決まっております。

ただ、保護所の規模とか、そのあたりがいろいろ違うので、毎月1回をどういう形で運営するかについては、今、各所で検討しているところになります。

(3) 横浜市児童福祉審議会の体制の変更について

事務局より資料に基づき説明

2 審議事項

(1) 部会所属委員の指名

横浜市児童福祉審議会運営要綱第4条に基づき、各部会所属委員を指名

閉会

資料	資料 1	第35期横浜市児童福祉審議会 委員名簿・臨時委員名簿
	資料 2	第35期横浜市児童福祉審議会 事務局名簿
	資料 3	横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱
	資料 4	部会報告 保育部会
	資料 5	部会報告 児童部会
	資料 6	部会報告 障害児部会
	資料 7	児童相談所一時保護所入所中の児童に対する盗撮事件に関する再発防止策検討報告書について
	資料 8	児童福祉審議会の組織体制の変更について
特記事項	なし	